



No.189
 令和5年04月25日発行
 YMCニュース

ぎ
お
ん
の
す




SEARCH 吉田経営 GO

〒892-0803 鹿児島市祇園之洲町5番
 TEL 099-247-5655

CONTENTS 表 社長随想 3ヶ月の税務 1 2 税務情報 3 保険トピックス 4 お客様紹介 FACE 5 つれづれ草 編集後記

「デジタルとアナログ」

—— 代表取締役社長 高橋 雷太 ——



春4月、新しい生活が始まる季節です。新入学生や新社会人のいらっしゃるご家庭や、新入社員を迎える組織もあることと思います。今年は久しぶりに対面での入学式、入社式が挙行されたところも多く、少しずつ新型コロナウイルスから日常への回帰が始まっています。

最近、チャットGPTというAIツールが急速に脚光を浴びています。ある質問をAIに投げかけるとインターネット上の無数の情報を解析して、あたかも人間が答えているかのような回答を文書で作成するというウェブ上のサービスです。2022年11月に公開されたばかりですが、すでに世界中に一億人以上の利用者がいるそうです。

日本の大学でも論文の制作にあたり、チャットGPTの使用を禁じる対策を講じはじめたとの報道もありましたが、AIが作成した文章かどうかはAIが判定するのだそうで、もはやSFの世界です。

デジタル化が進めばコンピュータは膨大な情報の蓄積が可能ですから、「天才」は容易にできるでしょう。しかし、コンピュータはインプットされたものしか情報として認識しませんから、いかなる情報をインプットするかによってどのようなAIができるのかが変わってくるわけですが、これはとても恐ろしいことです。

と書き進めたところで、でも、それは人間も同じか・・・と思なおしました。情報統制を受ければ偏った思考になり、それが戦争や紛争にもつながるのですから。結局、AIが世の中の進歩に貢献するか否かはやはり「人間の理性」次第ということになりそうです。

一方で、この春大いに盛り上がったのがWBCです。大谷翔平の二刀流の大活躍で日本が世界一となりました。近年はスポーツにもデータ分析など駆使しているのでAIとは無縁とはいいいませんが、私たちが感動するのはやはりアナログな人間のアートです。近時はアナログ感を求めていわゆる「レコード」を聴く人たちも増えているのだそうです。

デジタルとアナログ、双方のバランスあってこそ豊かな社会が実現する。そしてそれは人間の理性にかかっている。これからの担う世代にはその意味を十分に理解してもらいたいものです。でも、もしかすると次号のぎおんのすはチャットGPTが書いているかもしれませんよ(笑)。

4月の税務

- 3月分源泉所得税・住民税の納付(4/10期限)
- 軽自動車税の納付(5/1期限)
- 2月決算法人の確定申告と納税(5/1期限)
- 所得税振替日4月24日(月)
- 8月決算法人の中間申告と納税(5/1期限)
- 個人事業者の消費税振替日4月27日(木)

5月の税務

- 4月分源泉所得税・住民税の納付(5/10期限)
- 所得税延納分の最終納付(5/31期限)
- 3月決算法人の確定申告と納付(5/31期限)
- 自動車税の納付(5/31期限)
- 9月決算法人の中間申告と納付(5/31期限)
- 固定資産税第1期分の納付(5/31期限)



6月の税務

- 5月分源泉所得税・住民税の納付(6/12期限)
- 4月決算法人の確定申告と納税(6/30期限)
- 10月決算法人の中間申告と納税(6/30期限)

税務情報

Tax information

インボイス登録を受けた事業者の留意点

3 インボイス事業者(売手)の義務

これまで2回にわたって、「インボイス制度導入までのサポート」と「インボイスの開始に向けた事前準備」について、ご案内しました。今回の第3回目は、インボイス登録を受けた事業者に義務付けられることをご案内します。



① 適格請求書(適格簡易請求書を含みます。以下①において同じです。)を交付又は適格請求書に係る電磁的記録を提供する義務

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています。
また、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することもできます。

01 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

赤字が現在の請求書に追加されます。

適格請求書	適格簡易請求書																																																			
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率																																																			
<p>請求書</p> <p>△△商事(株) 登録番号 T012345...</p> <p>11月分 131,200円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 *</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000円</td> <td>消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>40,000円</td> <td>消費税 3,200円</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td>80,000円</td> <td>消費税 8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 登録番号 ② 年月日 ③ 品名 ④ 合計金額 ⑤ 消費税額 ⑥ 受取事業者名</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,000円	11/1	豚肉 *	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	合計	120,000円	消費税 11,200円	8%対象	40,000円	消費税 3,200円	10%対象	80,000円	消費税 8,000円	<p>スーパー○○ 東京都... 登録番号 T012345...</p> <p>××年11月30日</p> <p>領収書</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ヨーグルト *</td> <td>1</td> <td>¥108</td> </tr> <tr> <td>カップラーメン *</td> <td>1</td> <td>¥216</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td>1</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥874</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td></td> <td>¥324</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td></td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>軽減税率対象</td> <td></td> <td>¥24</td> </tr> <tr> <td>お預かり</td> <td></td> <td>¥1,000</td> </tr> <tr> <td>お釣</td> <td></td> <td>¥126</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 登録番号 ② 年月日 ③ 品名 ④ 合計金額 ⑤ 税率区分</p>	ヨーグルト *	1	¥108	カップラーメン *	1	¥216	ビール	1	¥550	合計		¥874	8%対象		¥324	10%対象		¥550	軽減税率対象		¥24	お預かり		¥1,000	お釣		¥126
日付	品名	金額																																																		
11/1	魚 *	5,000円																																																		
11/1	豚肉 *	10,000円																																																		
11/2	タオルセット	2,000円																																																		
...																																																		
合計	120,000円	消費税 11,200円																																																		
8%対象	40,000円	消費税 3,200円																																																		
10%対象	80,000円	消費税 8,000円																																																		
ヨーグルト *	1	¥108																																																		
カップラーメン *	1	¥216																																																		
ビール	1	¥550																																																		
合計		¥874																																																		
8%対象		¥324																																																		
10%対象		¥550																																																		
軽減税率対象		¥24																																																		
お預かり		¥1,000																																																		
お釣		¥126																																																		

インボイス事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う小売業、飲食店業など一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、「適格簡易請求書」を交付することができます。

課税事業者である相手方からの求めがあれば、これらの①～⑥の記載事項をすべて満たす、請求書等の交付が必要です。ただし、必ずしも1つの書類のみですべての記載事項をみたます必要はなく、複数の書類(請求書と納品書など)に記載された事項により満たすことも可能です。また、既存のシステムで②～⑥を満たしているのであれば、①の登録番号についてはゴム印を押すことで、①～⑥の記載事項を満たすことも可能です。したがって、新しいシステムの購入や既存システムの改修が必須というわけではありません。

インボイス制度開始までに、自社の現在のシステムで記載事項を満たしていない項目は①～⑥のうちどれか、得意先に適格請求書を交付しないと数はいくらにのびるのかに応じて、①～⑥を満たす適格請求書の作成方法を決定する必要があります。

02 端数処理の決まり

一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。この場合の端数処理は「切上げ」「切捨て」「四捨五入」など任意の方法で行います。

例1 税抜金額を基に消費税額を計算する場合

【認められる例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは差し支えありません。税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理(→)を行います。

【認められない例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

例2 税込金額を基に消費税額を計算する場合

【認められる例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計(内税)				29,223	2,164	
10%対象税込計(内税)				30,972	2,815	

税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。

なお、税込金額を算出するために、個々の商品ごとの消費税額を計算し、その消費税額に係る端数処理を行うことは、値決めのための参考であり、この端数処理に関しては事業者の任意です(適格請求書の記載事項としての消費税額等の端数処理ではありません。)

また、税抜金額を基に消費税額を計算する場合と同様に、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。



②適格返還請求書の交付又は適格返還請求書に係る電磁的記録を提供する義務

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、買手である課税事業者に対して適格返還請求書を交付する義務が課されています。

また、適格返還請求書の交付に代えて、適格返還請求書に係る電磁的記録を提供することができます。

③修正した適格請求書等の交付又は修正した適格請求書等に係る電磁的記録を提供する義務

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書等(適格請求書等とは適格請求書、適格簡易請求書及び適格返還請求書のことをいいます。以下このページにおいて同じです。)の記載事項(提供した適格請求書等に係る電磁的記録の記録事項)に誤りがあったときは、買手である課税事業者に対して修正した適格請求書等を交付する(修正した適格請求書等に係る電磁的記録を提供する)義務があります。

④上記1から3までの書類の写し又は電磁的記録を保存する義務

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書等の写し及び提供した適格請求書等に係る電磁的記録の保存義務があります。この適格請求書等の写しや電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。



注意

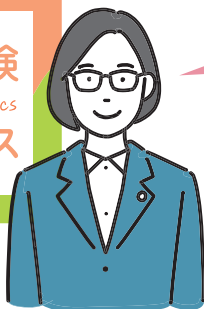
適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書又は適格簡易請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することや、適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付することは禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

また、3万円未満の自動販売機や自動サービス機により行われる商品の販売等など一定の取引については、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます

3

保 険

Insurance Topics
トピックス



リスク診断をしてみませんか？

リスク診断とは現在ご加入の生命保険または損害保険に対しお客様が事業を営む上で予測されるリスクに適しているかをリスク管理の一環として行うものです。

不測の事態に備えて保険に加入しておくことは、発生したリスクを軽減することになります。具体的にどのようなリスクが存在するのでしょうか。発生するリスクとそれに対応する保険を下記表にまとめてみました。

	予想されるリスク	生命保険	損害保険
経営者・役員のリスク	●経営者・役員の死亡	終身保険 定期保険	
	●経営者・役員の勇退		
	●経営者・役員の就労不能	就労不能保険	所得補償保険
	●経営者・役員への提訴		会社役員賠償責任保険 雇用慣行賠償責任保険
	●ハラスメント・不当解雇等に起因する提訴		
事業のリスク	●従業員の死亡(業務中)	定期保険	業務災害補償保険
	●従業員のけが		
	●従業員の退職	定期保険	
	●建物の損壊(火災・地震・風水・落雷)		火災保険
	●社有車の損害および搭乗者死亡・けが		自動車保険
	●第三者への補償		製造物賠償責任保険 病院賠償責任保険

これらの保険すべてを加入する必要はありません。

お客様にとって重要なものからリストアップして、今ご加入の保険と比較検討されることが大事だと思います。

しかしご自分でご加入の保険をすべて見直すことは大変な時間と労力が必要です。弊社は皆さまにリスク診断をすることにより、よりよいご提案ができると自負しています。



リスク診断
することにより
御社のメリットに
なることは



- ①ご加入の保険整理ができる。
- ②ご加入の保険の保障内容を全体的に把握できる。
- ③ご加入の保険の無駄をなくし不足している保険の洗い出しができる。

この内容は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。



ご相談
お問い合わせ先

【取扱代理店】 株式会社Cross鹿児島支社(株吉田経営提携代理店)
〒892-0803 鹿児島県鹿児島市祇園之洲町5番 (株)吉田経営内

Tel.099-248-8129 Fax.099-208-7123

【取扱保険会社】 生保:14社 損保:5社

詳細は当社HPをご覧ください

4

Customer Introduction



日頃お世話に
なっている
お客様をご紹介
いたします。

お客様紹介

[有限会社 坂留鶏肉店]



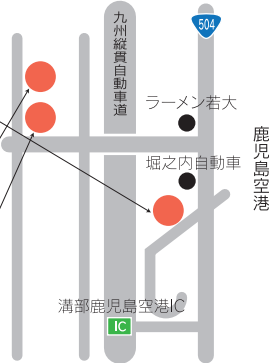
霧島市溝辺町にある鶏肉販売と飲食店を営んでいる会社です。鹿兒島空港にほど近い場所にある『本店』と飲食店『食楽々』(くらら)とその隣で営業をしている『鶏幸房』の3店舗で営業しています。自社の鶏舎を持ち、朝びきたものを商品として提供しています。現在は霧島市のふるさと納税の返礼品としても人気です。ふるさと納税の商品発送は冷凍で送ることから、「鳥刺し」と「からあげ(生)」の自動販売機を本店前に設置しました。閉店後や飛行機に搭乗する前に御購入して頂いているようです。お客様に愛されて30年。これからも頑張っております。

営業時間についてはHPでご確認ください。
(日曜日はお休みです)



Information

- 〒899-6404
- [本店]
鹿兒島県霧島市溝辺町麓1391-5
TEL:0995-58-2939
- [食楽々]
鹿兒島県霧島市溝辺町麓1丁目48
TEL:0995-64-1029
- [鶏幸房]
鹿兒島県霧島市溝辺町麓1丁目47
TEL:0995-58-4232



[Gochi -ごち-]



美味しい創作料理と種類豊富なお酒があります。お酒はもちろん、料理はどれも美味しくボリューム満点で満足すること間違いなしです。特にバケットにクリーミーなチーズをのせ蜂蜜をかけて食べる「チーズ豆腐」はオススメで、絶品です。学生からサラリーマン、女子会にも人気のお店です。ぜひ一度お試しください。

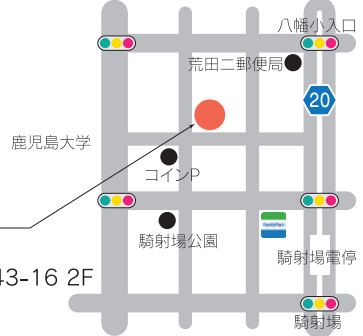


営業時間
18:30 ~ 23:00

【定休日】
年末年始・日曜・月曜

Information

- 〒890-0054
- 鹿兒島県鹿兒島市荒田2-43-16 2F
- TEL:099-251-1144



FACE フェイス

「新年の餅つき!?!」

油田 信幸



令和5年のスタートは、尻餅つきから始まりました。暖かい日が続きいつものように洗車をしようと思い、ホースを伸ばしていた時に、ホースに足元を取られ文字通りおしりから勢いよく「尻餅」をつきました。その時は、若干の痛さはありませんでしたが普段通り洗車も終わりました。しかし、2、3日たった頃から腰に激痛が走りだしました。起きていても、寝ていても激痛は増すばかり。よくある圧迫骨折を心配し、整形外科でレントゲンを撮ってもらい骨には異常はなくほっとしました。

ところで、この尻餅には3つの意味があり、①赤ん坊が歩き出す前のお祝い、②喜んで小躍りすること、そして③後ろへ倒れて尻を地面に打ち付けるとの意味があります。当然に赤ん坊でもなく、特段の嬉しいこともない私の場合は、3つ目の意味の尻餅でした。年齢を実感する今回の「尻餅」でした。年齢とともに足腰の衰えを今さらながら思い知らされた新年の出来事でした。

5

Turezurefusa

つれづれ草

「私のセカンドキャリア」

伊賀宮子

50 歳目前にして、趣味なし、特技なし、特に夢中になる推しもなし。そんな私がふと見たテレビの「50歳からのセカンドキャリア」というテーマ。そこで、セカンドキャリアが定年後のことだけでなく、子育てが一段落した主婦が今後どう生きたいかということでもあったと知った。ここ十数年子育てに全力を注ぎ、それなりに充実している毎日。確かにこれまでは自分のやりたい事は後回しにしていたが、まだ下の子が中1で、もう少し子育ては続く。でもそのあとは？自分は何がしたい？と考えてみる。

私は体を動かすことが好き、そして人の役に立つことがしたい。ヨガやダンスをできるかな？いやいやそれでは自分だけが満足するだけ。そこで思い出したのが、少し前にママ友に施術してもらった「リンパOPENセラピー」。足裏を使って全身をほぐすリンパケアで、これは本当にすごい、いずれは自分もこれをしてみたいと思っていた。しかし私の周りでも最近話題になるのが健康のこと。体の不調に悩んでいる人の多いことにびっくりする。あと数年後、子育てが一段落した時と考えていたが、みんな年をとっていきそれでは遅い、少しでも早くと感じた。特に自分の周りの女性を健康にしたい、老後を健康で楽しく過ごすことができたら、どんなに幸せなことだろう。

そうは言っても、なかなか一歩を踏み出せない。高2の長女が、「自分の人生だよ、やりたい事をやってみたら。」と背中を押してくれた。「今この時に頂いた縁とタイミング、やらずに後悔するより、まずやってみよう!!」と久々に奮起してみた。

3日間みっちり講習を受け、資格取得後、約5ヶ月の研修期間を経て、今は会社の女性やママ友に施術を開始している。資格を取って一番喜んでいるのは、私の姉と中1の次男である。姉は今までいろいろマッサージ店に通っていたが「もうこれさえあれば他に行かなくていいね。」と言ってくれている。息子は、二日に一回はしてくれと、いつも半分もしないうちに気持ちよさそうに寝落ちしており、セラピスト冥利に尽きる。よくみんなに「1時間もやり続けて大変でしょう？疲れない？」と聞かれる。確かに手で施術すると数分も経たないうちに、こちらの体がガチガチになってしまうだろう。でも足ですると手の3~4倍の力のできるので私の負担は軽い。しかも私自身常に足裏を刺激



されており、施術しているうちに代謝が良くなって冬でも汗が吹き出してくる。不思議なことに逆に元気になってくる感じがするので、Win-Winの関係だ。

私の周りで肩や腰をさすっている人を見ると、「あ〜、踏んであげたい!!」とうずうずしてしまう。今後はまだまだ土日は子供優先だが、本当に子育てが一段落した時は、被災地や困っているところにボランティアで施術して回りたいと思っている。周りの人々の応援で一歩踏み出したことに感謝し、今後も足技を磨いていきたい。



編集後記

池田 涼葉

寒さも和らぎ、桜が咲く季節になりました。

満開の桜もあつという間に散っていくように、毎年一年があつという間に過ぎていきます。

今年の12月は、「あつという間の一年だった」ではなく「充実した一年だった」と言えるように充実した日々を過ごしていきたいです。

